

建築工事積算基準等資料

令和 7 年 7 月 版

沖縄県土木建築部

公共建築工事積算基準等資料（国土交通省）を参考に作成した。

沖縄県土木建築部建築工事積算基準等資料

第 1 編 総則

1 基本的事項

沖縄県土木建築部建築工事積算基準等資料（以下「本資料」という。）は、沖縄県土木建築部建築工事積算基準（以下「積算基準」という。）、沖縄県土木建築部建築工事共通費積算基準（以下「共通費基準」という。）及び沖縄県土木建築部建築工事標準単価積算基準（以下「単価基準」という。）等を円滑かつ適切に運用するために必要な事項をとりまとめたものである。

2 適用工事

積算基準第1、共通費基準第1及び単価基準第1に規定する「沖縄県土木建築部の発注する建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等」とは、官庁営繕統一基準の公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）を適用する工事をいう。

3 基準等の適用

積算基準、共通費基準、単価基準及び本資料に記載のある基準等の適用については、別表のとおりとする。

第 2 編 工事費

1 数値の取扱い

(1) 設計変更における工事価格については、算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように調整する。

(2) 沖縄県土木建築部建設工事設計変更要領第13条(2)に規定する営繕工事における変更工事価格の算出については、第3編第1章1及び第4編第1章2を適用する。

2 新たな追加の工事等の取扱い

(1) 以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」（以下「当初請負比率」という。）を乗じない。

ア 新たな追加の工事

現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の(ア)から(オ)の新たな種類の工事を追加する場合の費用。

(ア) とりこわし（地下埋設物及び埋設配管に限る）

(イ) 地盤改良

(ウ) 土壌汚染処理

(エ) 石綿含有吹付材及び保温材等の処理

(オ) 上記(ア)から(エ)に伴う発生材処理

イ 公共料金等

以下の(ア)から(オ)を追加する場合の費用。

- (ア) 現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用
 - (イ) 仮設建築物の行政手数料
 - (ウ) 浄化槽の行政手数料
 - (エ) 昇降機の行政手数料
 - (オ) 水道の負担金（敷地内）
- (2) (1)アの新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、当該追加の工事が新たに追加された際の請負代金の変更額から消費税等相当額を減じた額を当該設計変更時の工事費内訳書記載の工事価格で除した比率（以下「当該追加の工事に係る請負比率」という。）を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。
- (3) (1)イの公共料金等を新たに追加する場合は、これらの費用の共通費は算定せず、工事費に加算する。

3 工事の一時中止に伴う増加費用

- (1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。
- (2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。
- (3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は、工事請負契約における設計変更ガイドライン（営繕工事編）（沖縄県土木建築部）によるほか、以下による。
- ア 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。）に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとする。
- (ア) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。
 - (イ) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。
 - (ウ) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。
- イ 中止期間中の現場維持等の費用は、基本計画書に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の

積算の方法により積み上げ計上する。

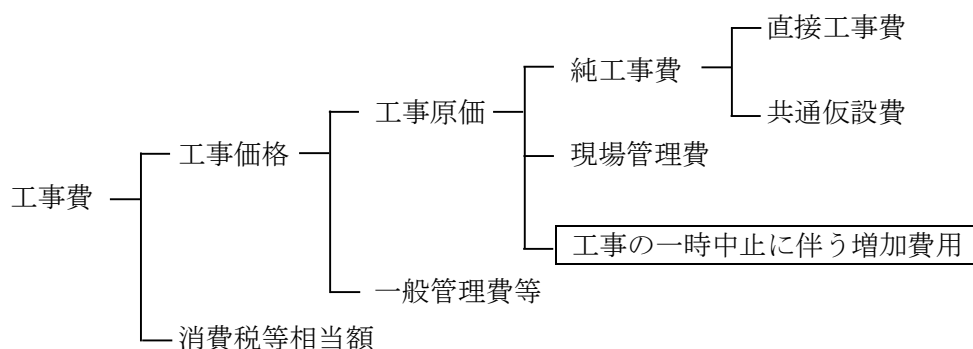
ウ 工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対する一般管理費等率とする。

エ 契約保証費にかかる補正を行わない。

(4) 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「工事の一時中止に伴う増加費用」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。

(5) 増加費用の計上箇所

工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。



第 3 編 共通費

第 1 章 共通事項

1 共通費算定に関する数値の取扱い

(1) 率による算定

共通費基準の率により算定した金額は、一元未満切捨てとする。

(2) 積み上げによる算定

積み上げによる算定は第 4 編第 1 章 2 に準ずる。

(3) 一般管理費等

ア 算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位 4 桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように一般管理費等で調整する。

イ 設計変更及び随意契約を行う場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。

2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

ア 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。

イ 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。

ウ 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

(1) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合

ア 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

(ア) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(イ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ウ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

イ 主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管

理費を算定することができる。

ウ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

ア 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

イ 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ウ 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。

5 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。

6 後工事等の取扱い

(1) 本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下「後工事」という。）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、契約済みのすべての工事（以下「前工事」という。）と後工事を一括して発注したとして算定した額から、前工事の額を控除した額とする。

(2) 本来まとめて発注すべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、後工事を現に施工中の工事の受注者を含めた競争入札とする場合、(1)による共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整積算は行わないこととする。ただし、現に施工中の工事の受注者が落札し、明らかに調整積算を行うことが妥当と判断出来る場合は、(1)と同様に取扱うこととし、その旨を事前に当該工事の現場説明書等に明記することとする。

(3) 本来まとめて発注すべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して同時に発注し、同一業者を含めた競争入札とする場合、(1)による共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整積算は行わないこととする。ただし、同一業者が落札し、明らかに調整積算を行うことが妥当と判断出来る場合は、(1)と同様に取扱うこととし、その旨を事前に当該工事の現場説明書等に明記することとする。

7 建設副産物の処理に関する積算は、再生資源の利用の促進について（平成3年10月25日建設省技調発第243号）及び公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について（平成14年5月30日国営計第27号）により、工事現場から処理施設等までの運搬及び受入れに要する費用等を施工条件の明示事項等に従い適切に計上する。

8 最終処分費及び中間処理費については、沖縄県産業廃棄物税条例施行にあたっての積算上の取扱いについて（建築工事）（平成24年2月29日土技第1096号）に基づくこととする。

9 とりこわし工事の取扱い

とりこわし工事とは、建築物解体工事共通仕様書3.3.1に基づき、建築物を解体する工事をいう。建築物の解体に合わせ、建築物解体工事共通仕様書3.3.1に基づき、工作物等を解体する場合は、工作物等もとりこわし工事として取扱う。

10 とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定

以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上する。

- ・ とりこわし工事
- ・ 特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
- ・ 造園工事
- ・ 舗装工事
- ・ さく井設備工事、等

11 指定部分及び指定部分工期

原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

12 設計変更における共通費の算定

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

ア 共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

イ 現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

ウ 一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。

(2) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事に区分して算定する。

13 地域外からの労働者の確保に要する費用の算定

工事実施に当たって不足する労働者を地域外から確保せざる得ない場合における費用の算定方法等については、別に定める。

第2章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれと処分費に区分して算定する。

2 共通仮設費の算定方法

- (1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

ア 共通仮設費率による算定

(ア) 共通仮設費率の算定に用いる T（工期）

- a 共通仮設費率の算定に用いる T（工期）は、入札公告等に表示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し 7 日を減じた日数を 30 日／月にて除す。その値は小数点以下第 2 位を四捨五入して 1 位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を 30 日／月にて除し、この値を T（工期）として共通仮設費率を算出する。
- b 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。以下同じ。）があった場合、共通仮設費率の算定に用いる T（工期）には、工事一時中止を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(イ) 監理事務所を設けない場合の補正

- a 建築工事において、共通費基準第 3 表－5 に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（ K_r ）に以下の補正値を乗じる。

直接 工事費	1000万円 未満	1000万円以上50億円以下	50億円を 超える
補正値	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \log_e P$	0.988
P は、建築工事共通費積算基準 別表における P：直接工事費（千円） 注 1）補正式による値は小数点以下第 4 位を四捨五入して 3 位止めとする。 注 2）設計変更においては、変更後の P に対応した値を変更後の K_r に乗じる。			

(ウ) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。

(エ) リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により直接工事費からリース料及び処分費を除いた額の共通仮設費を算定する。

(オ) 直接工事費が共通費基準 別表（注 3）で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。

(カ) 共通仮設費率の留意事項

- a 道路占用料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、道路法第 39 条において、「道路管理者は、道路の占有につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占有が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。」とされており、公共発注の営繕工事においては道路占用料の徴収を行わないとされている。

道路使用許可申請手数料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、所轄警察署により道路使用許可申請手数料が免除される場合がある。

- b 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なもの費用については、以下の費用が含まれている。
- ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用

- ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用
- c 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費
 - ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。（工事用）
 - ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。（工事用）
- イ 積み上げによる算定

以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

 - (ア) 準備費

敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧、道路占用料等に関する費用
 - (イ) 仮設建物費
 - a 宿舍、設計図書による現場環境改善費用
 - b 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における監理事務所（監督職員事務所）、備品等の費用
 - c 建築工事における監理事務所（監督職員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容
 - (ウ) 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用
 - (エ) 環境安全費

交通誘導・安全管理等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用
 - (オ) 動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金
 - (カ) 機械器具費
 - a 新営工事における荷揚げ用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は、表 2－1 から表 2－5 を参考とし、施工条件等により機種を選定する。
- (共通事項)
 1. 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
 2. R C 造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
 3. $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ （計算過程において A の値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。）
 4. $N = \text{階数}$
 5. 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。
 6. 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
 7. 階数が 2 階以下かつ建築面積が 250 m^2 未満の場合は、規格を 16t 以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
 8. 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。
 9. 表 2－1 から 2－5 の存置日数には回送等に要する日数を含む。

表 2-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備 考
1	25 t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	25 t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	25 t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	25 t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	25 t	$31.2 \times A + 24.4$	

表 2-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備 考
B 1	25 t	$9.5 \times A$	

表 2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数			備考
		100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満	
P 1	25 t	4	5	6	

表 2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規格	存置日数	備 考
1	16 t	$2.3 \times A$	
2	16 t	$5.4 \times A$	
3	16 t	$8.5 \times A$	
4	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積1,000㎡ごとに1台
5	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積1,000㎡ごとに1台

表 2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備 考
B 1	16 t	$6.4 \times A$	

b 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により選定する。

(キ) 情報システム費

情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用

(ク) 試験費等

①建築工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。

（積み上げによる試験費の例）

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査

- ・化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験
- ・P C B含有シーリング材の調査
- ・路床土の支持力比（C B R）試験
- ・現場C B R試験
- ・放射線透過試験
- ・上記に類する各種試験費等

②電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に定める機材の試験費及び施工の試験費を除き、積み上げにより算定する。

（積み上げによる試験費の例）

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・P C B含有調査
- ・放射線透過試験
- ・テレビ電波障害調査（事前・中間・事後）
- ・迷走電流測定調査
- ・上記に類する各種試験費等

（ケ）石綿含有建材の調査費（事前調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有無を設計図書へ明示しない場合は計上する）

（2）処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

第3章 現場管理費

1 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

2 現場管理費の算定方法

- (1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

ア 現場管理費率による算定

(イ) 現場管理費率の算定に用いるT（工期）

- a 現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に表示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）として現場管理費率を算出する。

- b 工事一時中止があった場合、現場管理費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。

(ハ) リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く純工事費の合計額に対応する現場管理費率により純工事費からリース料及び処分費を除いた額の現場管理費を算定する。

(ニ) 純工事費が共通費基準 別表（注3）で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。

(ホ) 現場管理費率の留意事項

a 現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用

- ・ 本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている。
- ・ 検査、試験の支援に要する費用
- ・ 施工図作成の支援に要する費用
- ・ その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用
- ・ 各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。
- ・ 本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用
- ・ 現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用

イ 積み上げによる算定

以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(イ) 要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）

(2) 処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

(3) 支給材を使用する場合

支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の２％を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。

第4章 一般管理費等

1 一般管理費等の算定方法

- (1) 一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。

ア 一般管理費等率による算定

(ア) 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、表3-1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。

なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。

表3-1 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
0から5以下	1.05
5を超え15以下	1.04
15を超え25以下	1.03
25を超え35以下	1.01

(イ) 契約保証費について

共通費基準第5第1項による契約保証費については、工事原価に表3-2による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。

表3-2 契約保証費率

内 容	(%)
保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04
保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
保証の方法3：上記以外の場合	補正しない
注) 契約保証のうち、保証の方法3の具体例は以下のとおり。 沖縄県財務規則第107条の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合	

イ 積み上げによる算定

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。

第4編 単価、価格等

第1章 共通事項

1 単価表

単価及び価格は、単価基準及び本資料によるほか、沖縄県土木建築部営繕工事標準単価表及び沖縄県土木建築部実施設計単価表に記載の単価及び価格を用いることができる。

2 単価及び価格に関する数値の取扱い

予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取扱いは以下の通りとする。また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。

(1) 物価資料に基づく材料単価、市場単価等

ア 平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

イ アの端数処理を行った結果が、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。

ウ 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。

エ アの処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。

(2) 標準歩掛り等（市場単価の補正含む）に基づく単価

ア 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。

イ 単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第2位までとする。

ウ 単価算定に用いる数量に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第5位とする。

(3) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

採用する価格の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

(4) 細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額

ア 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。

イ 細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし端数がでないよう数量又は単価を調整する。

ウ 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

3 材料価格等

単価基準第2(1)に定める材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨等の価格変動が大きい資材並びに建物ごとに個別性が高い機器等の単価及び価格をいう。

4 歩掛り

単価の算定に用いる歩掛りは、単価基準第3で規定される標準歩掛りの他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り（以下「協議会歩掛り」という。）」による。

また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り（以下「参考

歩掛り」という。) 」及び市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料（以下「協議会参考」という。）」を参考とする。

5 「その他」の率

歩掛りの「その他」の率は中間値＋１％を標準※とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。

※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として１％を加算。対象は単価基準の表２－１から表２－３に示された工種とする。

なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額、環境安全費及び会社経費を適切に反映した率を設定する。

6 市場単価

単価基準第２(３)の掲載条件が一部異なる場合で市場単価を補正して算出する単価（以下「補正市場単価」という。）の補正方法は、次の式による。

なお、補正市場単価の細目工種、補正に用いる歩掛りについては各章による。

$$\text{補正市場単価} A' = \text{市場単価} A \times \text{算定式}$$

$$\text{算定式} = a' \div a$$

$$a' = \text{補正市場単価} A' \text{の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価}$$

$$a = \text{市場単価} A \text{の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価}$$

注) 算定式の値は、小数点以下第３位を四捨五入して小数点以下第２位とする。

7 亜熱帯割増

単価基準は、本県の亜熱帯の気候条件等を考慮し、工員数に１.１０を乗じ割増を行うものとする。ただし、本資料による執務並行改修の基準補正単価、夜間工事及び次の工種については適用しない。

- (１) 建設機械運転の世話役、運転手
- (２) 工場作業等

8 物価資料の掲載価格

- (１) 単価基準第２による単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料（一般財団法人 経済調査会発行）、建設物価（一般財団法人 建設物価調査会発行）等の価格の平均値を採用する。
- (２) 市場単価は建築施工単価（一般財団法人 経済調査会発行）及び建築コスト情報（一般財団法人 建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を採用する。

9 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

(１) 見積価格

単価基準第２(４)による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。

なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確

認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。

(2) 価格決定の参考とする見積書の留意事項

見積書は紙（ファクシミリ含む）又は電磁的記録によることができることから、単価及び価格決定の参考とするために取得した見積書が、当該工事対象のものであることを見積担当者等へ確認し、「確認済」を見積書又は見積比較表に記載（手書きメモ等）する。

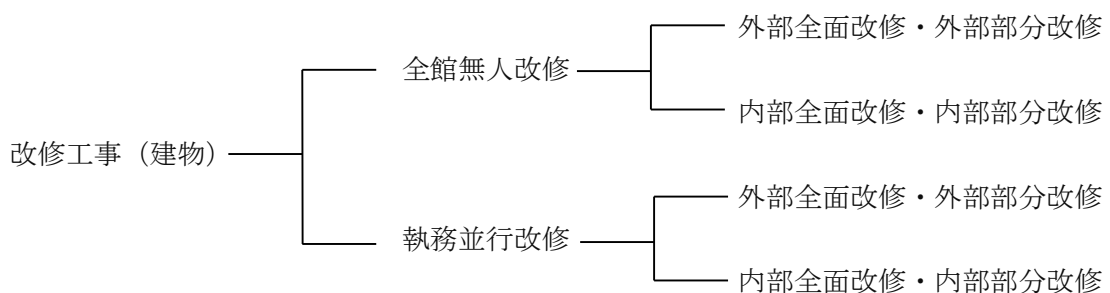
なお、いずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可。（担当者印の代替としての直筆署名は不要）

10 改修工事の取り扱い

(1) 改修工事の分類

改修工事は、執務状態、部位、方法等により、分類できる。

ア 執務状態、部位、方法等による改修工事の分類



イ 執務状態の区分

改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修及び執務並行改修に積算上区分することができる。

(ア) 全館無人改修：仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。

(イ) 執務並行改修：建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。

なお、執務並行改修の場合は、施工者が執務環境に配慮等しながら施工を行うことを前提として単価の補正を行う。

ウ 部位・方法の区分

改修工事は、上記執務状態の区分による二つの区分を下記のとおりさらに細かく区分することができる。

(ア) 外部全面改修：建物の屋根、外壁等の全面を改修する場合をいう。

(イ) 外部部分改修：建物の屋根、外壁等の小規模で部分的な改修及びそれらが点在する改修をいう。

(ウ) 内部全面改修：建物の内部全面を改修する場合をいう。

(エ) 内部部分改修：部屋単位の床、壁、天井等の個別又は複合改修及びそれらが点在する改修をいう。

間仕切り等の撤去・新設、又は設備改修等による取り合い周辺部分の改修をいう。

(2) 執務並行改修の場合の単価の補正

執務並行改修の場合は、施工業者が執務者に配慮等しながら施工を行う事を前提として

単価の補正を行う。

(3) 改修工事の積算に用いる単価の適用

全館無人改修の場合は基準単価とし、執務並行改修の場合は表A－1、表E－1及び表M－1により、基準単価又は基準補正単価とすることを標準とする。なお、基準単価及び基準補正単価は次による。（表4）

ア 基準単価

国単価基準の第2編、第3編、第4編及び本資料に定められた標準歩掛りによる複合単価並びに市場単価及び補正市場単価のほか、参考歩掛り等による複合単価。

イ 基準補正単価

(ア) 建築工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の15%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、表A－1による改修補正率を標準として算定する。

(イ) 電気設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、7市場単価等の補正の表E－1による改修補正率を標準として算定する。

(ウ) 機械設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、7市場単価等の補正の表M－1による改修補正率を標準として算定する。

(エ) 著しく作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務費等を補正する。

表4 改修工事の積算に用いる単価の適用

執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正
全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる
執務並行改修※	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる
	基準補正単価	複合単価の労務の所要量15%又は20%増し ・建築工事 労務の所要量 × 1.15（15%増し） ・電気設備工事及び機械設備工事 労務の所要量 × 1.20（20%増し） 市場単価×改修補正率（表A－1、表E－1、表M－1） 補正市場単価×改修補正率（表A－1、表E－1、表M－1）

※執務並行改修における単価の適用は、表A－1、表E－1及び表M－1の工種ごとの「用いる単価」により、基準単価及び基準補正単価を用いる。

表A-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価 労務の所要量 補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
仮設	基準単価	—	—	—	
土工	基準単価	—	—	—	
地業	基準単価	—	—	—	
鉄筋	基準単価	—	—	—	
コンクリート	基準単価	—	—	—	
型枠	基準単価	—	—	—	
鉄骨	基準単価	—	—	—	
既製コンクリート	基準補正単価	1.15	—	—	
防水	基準補正単価	1.15	防水	1.07	
			防水（シーリング）	1.13	
石	基準補正単価	1.15	—	—	
タイル	基準補正単価	1.15	—	—	
木工	基準補正単価	1.15	—	—	
屋根及びとい	基準補正単価	1.15	—	—	
金属	基準補正単価	1.15	金属	1.08	
左官（仕上塗材仕上）	基準単価	—	—	—	
左官（仕上塗材仕上以外）	基準補正単価	1.15	左官（仕上塗材仕上以外）	1.14	
建具	基準補正単価	1.15	建具（ガラス）	1.09	
			建具（シーリング）	1.14	
塗装（改修標仕仕様）	基準補正単価	1.15	塗装（改修標仕仕様）	1.14	
内外装	基準補正単価	1.15	内外装	1.11	
			内外装（ビニル床材）	1.08	
仕上げユニット	基準補正単価	1.15	—	—	
排水	基準単価	—	—	—	
構内舗装	基準単価	—	—	—	
植栽	基準単価	—	—	—	
仮設（改修）	基準単価	—	—	—	
撤去	基準単価	—	—	—	
外壁改修	基準単価	—	—	—	
とりこわし	基準単価	—	—	—	

表E-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価 労務の所要量 補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
配管工事	基準補正単価	1.20	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.18	
			ケーブルラック	1.14	
			位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.17	
			フルボックス	1.12	
			フルボックス用接地端子	1.00	
			防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.13	
			防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.05	
			(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.14	
配線工事	基準補正単価	1.20	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.16	
設置工事（屋内）	基準補正単価	1.20	—	—	
設置工事（屋外）	基準単価	—	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	—	
塗装工事	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬入	基準補正単価	1.20	—	—	
電灯設備	基準補正単価	1.20	—	—	
動力設備	基準補正単価	1.20	—	—	
雷保護設備	基準補正単価	1.20	—	—	
受変電設備	基準補正単価	1.20	—	—	
電力貯蔵設備	基準補正単価	1.20	—	—	
架空線路	基準単価	—	—	—	
地中線路	基準単価	—	—	—	
構内変換設備	基準補正単価	1.20	—	—	
情報表示・拡声設備	基準補正単価	1.20	—	—	
誘導支援設備	基準補正単価	1.20	—	—	
テレビ共同受信設備	基準補正単価	1.20	—	—	
監視カメラ設備	基準補正単価	1.20	—	—	
火災報知設備	基準補正単価	1.20	—	—	
撤去（再使用しない）	基準単価	—	—	—	
撤去（再使用する）	基準単価	—	—	—	
再取付け	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬出	基準補正単価	1.20	—	—	
はつり工事	基準補正単価	1.20	—	—	

注) 屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

表M-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価 労務の所要量 補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
配管工事 (屋内一般、機械室・便所)	基準補正単価	1.20	—	—	屋上及び外壁 施工を含む
配管工事 (屋外・共同溝)	基準単価	—	—	—	
配管工事（地中）	基準単価	—	—	—	
配管附属品	基準補正単価	1.20	—	—	
保温工事	基準補正単価	1.20	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.14	
塗装及び防錆工事	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬入	基準補正単価	1.20	—	—	
総合調整	基準補正単価	1.20	—	—	
土工事	基準単価	—	—	—	
コンクリート工事	基準補正単価	1.20	—	—	屋内基礎等
機器類の据付	基準補正単価	1.20	—	—	
ダクト設備	基準補正単価	1.20	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファン類	1.14	
ダクト附属品	基準補正単価	1.20	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.20	
自動制御設備	基準補正単価	1.20	—	—	歩掛りによる場合
衛生器具設備 (ユニットを除く)	基準補正単価	1.20	取付手間のみ	1.20	
桷類	基準単価	—	—	—	
消火設備 (特殊消火を除く)	基準補正単価	1.20	—	—	歩掛りによる場合
配管分岐・切断	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬出	基準補正単価	1.20	—	—	
はつり工事	基準補正単価	1.20	—	—	
ダクト端部閉塞	基準補正単価	1.20	—	—	
インバート改修	基準単価	—	—	—	
撤去（再使用する）	基準単価	—	—	—	
撤去（再使用しない）	基準単価	—	—	—	
再取付け	基準補正単価	1.20	—	—	

注) 屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

(4) 改修工事の積算にあたっての留意事項

改修工事の積算にあたっては、実状、施工条件明示事項等を考慮し、施工計画に必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切に積算する。また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にすることは、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。

なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は以下のとおり。

ア 荷揚げ用揚重機械器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順にあった回数等を十分検討し、適切に計上する。

イ 荷揚げ用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を現場状況に応じて適切に計上する。

ウ 直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場等が、設計図書に条件明示された施工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は、適切に計上する。

エ 発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックすることができず、その都度搬出しなくてはならない場合、または運搬車の規格が通常とは異なる等の場合、現場状況に応じて適切に計上すること。

11 工事量が僅少等の取扱い

工事量が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務、機械器具等の費用を実状に応じて算定する。

12 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価

(1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。

(2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。

$$\text{労務費（総額）} = \text{労務単価} + \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数}$$

ただし、 K （割増賃金係数）＝割増対象賃金比 $\times 1 / 8 \times$ 割増係数とする。

なお、 K （割増賃金係数）は当該年度の「労務単価」の「割増対象賃金比及び1時間当たり割増賃金係数」による。

また、市場単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。

(3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。（労働基準法第35条）

$$\text{労務費（総額）} = \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数}$$

なお、 K （割増賃金係数）の取扱いは(2)による。

また、市場単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要があ

る場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。

ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。

13 離島等の取扱い

離島等における工事の積算にあたっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無、運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実状に応じて積算する。

14 設計変更時の取扱い

単価基準第5の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。

第 2 章 建築工事

建築工事の単価、価格等は、公共建築工事積算基準等資料（国土交通省）第 2 章を参考に定めること。

第 3 章 電気設備工事

電気設備工事の単価、価格等は、公共建築工事積算基準等資料（国土交通省）第 3 章を参考に定めること。

第 4 章 機械設備工事

機械設備工事の単価、価格等は、公共建築工事積算基準等資料（国土交通省）第 4 章を参考に定めること。

第 5 章 昇降機設備工事

昇降機設備工事の単価、価格等は、公共建築工事積算基準等資料（国土交通省）第 5 章を参考に定めること。

別表

沖縄県土木建築部建築工事積算基準等適用基準一覧表

(令和7年7月時点)

項 目	工事区分	名 称	適用版	備 考
積算基準	(建・電・機)	建築工事積算基準	H29年版	沖縄県土木建築部
	(建・電・機)	建築工事共通費積算基準	R7年版	沖縄県土木建築部
	(建・電・機)	建築工事標準単価積算基準	R7年版	沖縄県土木建築部
	(建・電・機)	建築工事積算基準等資料	R7年版	沖縄県土木建築部
単価	(建・電・機)	営繕工事標準単価	R7	沖縄県土木建築部
	(建・電・機)	実施設計単価表	R7	沖縄県土木建築部
	(建・電・機)	公共工事設計労務単価	R7	沖縄県土木建築部
	(建・電・機)	公共建築工事標準単価積算基準 (第2編から第5編)	R7年版	官庁営繕統一基準
	(建・電・機)	公共建築工事積算基準等資料 (第4編第2章から第5章及び附表)	R7年版	官庁営繕統一基準
	(建・電・機)	営繕積算システム等開発開発利用協議会歩掛り	R7年版	営繕積算システム等開発利用協議会
	(建・電・機)	公共建築工事積算研究会参考歩掛り	R7年版	公共建築工事積算研究会
	(建・電・機)	営繕積算システム等開発利用協議会参考資料	R7年版	営繕積算システム等開発利用協議会
見積書式	(建)	公共建築工事見積標準書式(建築工事編)	R7年版	官庁営繕統一基準
	(電・機)	公共建築工事見積標準書式(設備工事編)	R7年版	官庁営繕統一基準
数量基準	(建)	公共建築数量積算基準	R5年版	官庁営繕統一基準
	(電・機)	公共建築設備数量積算基準	R7年版	官庁営繕統一基準
内訳書書式	(建)	公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)	R5年版	官庁営繕統一基準
	(電・機)	公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)	R5年版	官庁営繕統一基準
標準仕様書	(建)	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	R7年版	官庁営繕統一基準
	(電)	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	R7年版	官庁営繕統一基準
	(機)	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	R7年版	官庁営繕統一基準
	(建)	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	R7年版	官庁営繕統一基準
	(電)	公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	R7年版	官庁営繕統一基準
	(機)	公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)	R7年版	官庁営繕統一基準